

ぐるぐる大帝国水戸店

(公告日：令和6年3月11日)

1 届出区分

変更（法第6条第2項）

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ぐるぐる大帝国水戸店

水戸市笠原町978番50

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

（変更後）開店時刻 午前0時

閉店時刻 翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分～午後9時30分

（変更後）24時間

(3) 変更の年月日

令和6年3月5日

(4) 変更の理由

小売業者を変更するため

4 届出年月日

令和6年3月4日

5 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課